

閱覽用

平成27年 第7回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成27年7月3日

神崎市農業委員会

平成27年 第7回神埼市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年7月3日(金) 9時30分 開会  
 2. 開催場所 神埼市役所 3-3会議室  
 3. 出欠者の状況  
 出席委員 35名 欠席委員 2名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	出	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	欠	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

22番 柳川 芳和 委員                      23番 荒木 初男 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文                      係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件
議案第5号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 農業委員会事務局職員

事務局長	大隈 豊文
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子

#### 農政水産課職員

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、お忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

#### 事務局長

それでは、平成27年第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

#### 会 長

おはようございます。

田植えもやっと終わったということで、ほっと一息されているところであろうかと思  
います。

このあと、天気が続けば、大豆の発芽が良くなると思います。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案がですね、25日衆議院の農林水産委員会で、自民党、維新の党、公明党の賛成多数で可決をいたしました、その後、さらに6月30日には、衆議院本会議で、3党の賛成多数で可決し、この後、参議院に送られるのではないかと思います。

神崎市においては私達農業委員の任期が来年の3月と言うことで、私達農業委員から次の農業委員にスムーズに引継ぎができることが、大切であろうかと思います。

そのためには、遅くともですね12月の市議会には、農業委員の任命、また定数、農地利用最適化推進委員の委嘱、また人員等をきめるための、条例並びに、規則の制定が必要であるというふうに聞いております。

この時期がずれますとなかなかスムーズな引継ぎというのが、難しいのではないかと聞いております。

今後ですね、関心を持って、見ていきたいと言うふうに思います。

最後になりますが、7月22日に、佐賀市諸富で農業委員の研修会が開催されます。是非、参加のほどをよろしくお願ひし、挨拶とさせていただきます。

それでは、只今から、平成27年第7回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は35名となっております。

欠席届の方が、7番小淵一男委員、12番佐藤芳春委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長にお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、22番柳川芳和委員さんと23番荒木初男委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

## 議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

## 議 長

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転関係）について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	20件
議案第5号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	1件

以上でございます。

## 議 長

それでは、申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

## 議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

○受付番号1番 申請地所在：千代田町〇〇 田の491㎡。

申請理由は「現在、千代田町〇〇にて借家住まいをしていますが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家に近い申請地を父から借り受けて一般住宅を建築したい。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神崎市千代田町〇〇

借り受け人：神崎市千代田町〇〇

施設の用途は、一般住宅、駐車場、通路などで491㎡です。

事業費は、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金は全て借り入れ金です。

転用着工は、平成27年9月1日、工事完成は平成28年2月28日の予定です。

受付番号1番の申請は、使用貸借権の設定です。

農振除外の決定は平成27年5月15日で、農地区分は第1種農地の、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となっています。

位置図などについては4ページから6ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については、金融機関発行の融資証明書となる資料が提出されています。また、信用については、土地利用計画図、縦横断面図、建築物の平面立面図、建築工事費などの見積書が提出されていて問題はないと思われま

す。仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。

開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可などの他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課へ提出された道路法第24条の道路工事承認願の写しが添付されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用計画図などからみて申請面積は妥当だと思われま

す。周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡より新設するU字溝を経由して、また、汚水などは合併浄化槽を設置し、U字溝を経由して周辺の水路へ排水する計画です。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない」、神崎市教育委員会から「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要のない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

**議 長**

はい、議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

**〇〇番 〇〇委員**

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりでありまして、私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって、周辺農地の営農に支障を来たすことがないように十分に検討し計画されているということで、無条件の同意書も提出されております。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお伺い申し上げます。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでした。

(申請者退室)

**議 長**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

申請者の方は、着席をお願いいたします。

次に、受付番号2番を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：神埼町〇〇田の1，295㎡。

申請理由は「保育園に隣接し、また、道路に接続している申請地を活用して園児、保護者の送迎時の安全確保と保育園行事開催時の駐車場不足の解消及び運動場と遊具置場を確保するために計画した。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神埼市神埼町〇〇

借り受け人：神埼市神埼町〇〇

施設の用途は、運動場、駐車場など 実測で1，296㎡です。

事業費は、整地費、遊具の設置及び移設費など総額〇〇千円で、資金は全て自己資金です。

転用着工は、平成27年8月 許可後、工事完成は平成28年3月31日の予定です。

受付番号2番の申請は、使用貸借権の設定です。

農振除外の決定は平成27年5月15日で、農地区分は「鉄道の駅などや県庁、市役所（及びこれらの支所）又は、バスターミナルから概ね500m以内」に該当する第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」です。

位置図などについては、7ページから9ページに添付しています。

資力及び信用ですが、資力については金融機関発行の残高証明書が提出されています。

また、信用については、土地利用計画図、縦横断面図、造成工事費見積書などが提出されていて問題はないと思われまます。

仮登記など、転用行為の妨げとなる権利などはありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画どおり実施する旨の確約書が提出されています。



開発協議、道路法など、行政庁の免許、許可、認可等の他法令に関する行政庁との協議については、神崎市建設課へ提出された県への開発行為許可申請書と道路法第24条の道路工事承認願の写しが添付されています。

農地以外の土地利用については、該当するものではありません。

計画面積の妥当性については、土地利用配置図などからみて申請面積は妥当と思われます。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により道路側溝を経由して周辺の水路へ排水する計画で、汚水などはありません。また、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて、特に問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より「協議が整い、さしつかえない。」、神崎市教育委員会より「当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていませんので、文化財保護法第93条に基づく届出などの手続きは必要ない地区です。」との回答が付けられています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。

## 議 長

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

## 〇〇番 〇〇委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局から説明のとおりであります。私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにもお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって、周辺農地の営農に支障を来たすことがないよう十分に検討し計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議の程をよろしくお伺いします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

**議 長**

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 脊振町〇〇 田 2,182 m<sup>2</sup>

申請理由 「相手方の要望により経営規模の拡大の為、取得したいので申請します。」  
ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇千円で取引されているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われ。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が30a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われ。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われ。

以上です。

#### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

#### 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

#### 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

## 議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）について を議題といたします。受付番号1番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。

受付番号1番です。平成27年6月に農業公社へ売り渡した農地を認定農業者へ所有権移転するものです。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。

受付番号2番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番です。平成27年6月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市千代田町〇〇

神崎市千代田町〇〇

神崎市千代田町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。

受付番号3番は、農業公社からの買受けによる所有権移転であります。

それでは、受付番号3番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第3号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番です。平成27年6月にあっせん委員を決定し、調整の結果買い受け人の見込みが立ったため、農業公社への所有権移転を決定するものです。

土地の所在 神崎市千代田町〇〇

神崎市千代田町〇〇

所有権を移転する者の氏名などは記載のとおりです。買い受け人については来月以降審議の予定です。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第3号、受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

(農政水産課入室)

## 議 長

それでは、議事の途中ですが、前回の質問事項〇〇の現在の経営面積が0㎡の理由と、農地中間管理機構を活用しないで利用権設定を行う理由の回答について、提案者である農政水産課より説明があります。

## 議 長

それでは、農政水産課 説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【資料を基に朗読後、説明】

農政水産課の平といたします。

まず、先月の総会の質問事項について、説明いたします。

〇〇の設立年月日につきましては、平成27年3月17日となっております。

つづいて、法人の現在経営面積が、0となっておりますのは、法人を設立して間もないため、法人が利用権を設定した農地がないため、現在の経営面積が0となっております。

また、農地中間管理機構から法人への使用権（賃借権等）が完了していないためとなっております。

また、現在神埼市内において、営農組合から農事組合法人に移行した組織は、9組織となっております。

また、農事組合法人において、農地中間管理機構を活用しなくて、個人と法人が相対で利用権を設定した理由は、農地中間管理機構との利用権設定の条件として、10年間という条件があります。

そのため、10年間設定という条件について、途中で解約できないことなど、将来の農地の利活用について不安があるということ等から、農地中間管理機構を活用せずに個人と個人が相対で利用権を設定しています。

以上です。

## 議 長

ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

## 議 長

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

前回の説明の中で、なかなか回答が、出てこなかった部分の再度の説明です。

この後、議題のなかでこの問題もふくめて出てきますので、関連等があれば、その時にでも質問があれば質問して頂きたいと思います。

よろしかったら、議事を進めたいと思います。

## 議 長

議事を進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

次に、別冊の議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

## 議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

## 農政水産課

(起立) 農政水産課の別府と申します。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。



利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 <sup>まち</sup>	新規	1件	再設定	2件	計	3件
内訳は田（でん）			11筆 <sup>ふで</sup>			26,403㎡
千代田町 <sup>ちよだちょう</sup>	新規	15件	再設定	2件	計	17件
内訳は田（でん）			65筆			130,246.18㎡
畑（はたけ）			2筆			185㎡
計			67筆			130,431.18㎡
神崎市	合計	20件				
内訳は田（でん）			76筆 <sup>ふで</sup>			156,649.18㎡
畑（はたけ）			2筆			185㎡
計			78筆			156,834.18㎡

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたします。

2ページをお開き頂きたいと思えます。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番を審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田（でん）5筆 9,185㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の3ページの受付番号1番から受付番号2番までを一括して審議いたします。

提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

**農政水産課**

**【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】**

議案書の3ページの 神埼町の再設定 1番および2番の申し出について説明します。  
設定する内容は、田(でん)6筆 17, 218㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、神埼町の再設定の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の4ページの受付番号1番から5ページの受付番号15番までを一括して審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町<sup>ちょう</sup>新規1番から5ページの15番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田(でん)63筆126,447.18㎡、畑(はたけ)2筆185㎡ 計65筆126,632.18㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

**議 長**

はい、ありがとうございます。賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

**議 長**

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の6ページの受付番号1番から受付番号2番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

**農政水産課**

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 千代田町 再設定 1番および2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田(でん)2筆 3, 799㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

## 議 長

はい、ありがとうございます。賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

## 議 長

次に、別冊の議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査について、を議題といたします。

それでは、議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査、1ページの受付番号を審議いたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第5号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町1件、の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は神埼町〇〇の資材置場として、田 3筆の面積5,833㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

## 〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

この農振除外の申請地に隣接してですね、〇〇水路（〇〇川から〇〇市まで）という非常に重要な水路が通っております。

ここにテントの洗い場等をお作りになるとですね、今までもですけど、多量の洗剤等が排水として流れます。

下流の私達尾崎東地区は、横内水路のこの水を集水して農業を営んでおります、その辺は、また、開発とかなんとかで色々な難題があると思いますが、いちおう農振除外前にですね、排水についてはこのようなことがあることをこの場でお願いしておきたいと思えます。

排水の処理について、テントを洗えばかなりの洗剤等を使用しますので、排水対策等について、宜しくをお願いします。

## 農政水産課

申請人と話しおりますが、申請地については、テントの干し場として使用し、テントの洗浄については、現在ある流通センターで行うと言うことで、地区の区長、生産組合長に詳細に話をしていると聞いています。

## 〇〇番柳川委員

〇〇番柳川です。

〇〇地区についても排水についての説明をして頂きたいと思えます。

## 議 長

農政水産課お願いいたします。

## 農政水産課

申請人に説明を行うよう指示をいたします。

## 議 長

よろしいでしょうか。

## 議 長

ほかに質問ありませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

## 議 長

質問もありませんので、議案第5号の農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を添えて回答することでいいでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしということですので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することにいたします。

## 議 長

以上で議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議についてをおわります。

あと、別紙で先ほどお配りした、平成26年1月15日以降に、神崎市に農事組合法人として届出がされた9件について、農政水産課より、提出して頂いております。

この9件について、何か質問があればお願いいたします。

## 議 長

何か質問ありませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質問なしの声あり)

## 議 長

この件については、質問を終わります。

## 議 長

農政水産課の皆さん、ご苦勞さんでございました。

(農政水産課退室)

## 議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番の報告をお願いいたします。

## 事務局

【報告第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページに記載しております、受付番号1番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっております。

受付番号1番 土地の所在 千代田町〇〇 田 3,293 m<sup>2</sup>

なお、貸し人借り人の氏名住所等については、記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

報告は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございます。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第7回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。



11時20分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年7月3日

神崎市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

22番 委員 \_\_\_\_\_

23番 委員 \_\_\_\_\_